

第3回川口市市民投票条例策定委員会次第

日 時 : 平成24年4月6日(金)午後6時30分から

場 所 : 西公民館 講座室

1 傍聴について

2 開 会

3 議 事

・重要項目 「市民投票に付することができる事項」

・今後の予定について

4 そ の 他

5 閉 会

川口市市民投票条例策定委員会 重要項目 「市民投票に付することができる事項」

1 市民投票に付することができる重要事項とは

(市民全体の)福祉に重大な影響を与える事項(4市)		
OR		
(市民全体に直接の)利害関係を有する事項(5市)	+	市民に直接(その賛成又は反対を)問う必要があるもの(12市)
OR		
(市民全体に)重大な影響を及ぼす事項(4市)		

(素案)本市の自治の実現に重大な影響を与える事項であって、市民に直接その賛成又は反対を問う必要があるもの		

2 上記1から除外される事項

市の権限に属さない事項(11市)		
法令の規定に基づいて投票を行うことができる事項(13市)		
専ら特定の市民又は地域に関する事項(12市)		
市の組織、人事又は財務に関する事項(12市)		
地方税及び保険料の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項(3市)		
市民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項(13市)		

(素案) から まですべてを除外事項とする		

()は、参考とした14市のうち、当該事項を規定している市の数(本市素案を含む)

川口市市民投票条例策定委員会 重要項目① 「市民投票に付することができる事項」

【趣旨】

市民投票に付することができる事項を定めるものです。市民投票の発議が行われる際には、案件が、本条の規定に適合することが必要となります。一般的には、市民投票に付することができる事項を概括的に規定し、そのうち市民投票に付することが適当でない事項を制限限定列挙しています。

(素案)

(市民投票に付することができる事項)

第2条 市民投票に付することができる市政に関する特に重要な事項(以下「重要事項」という。)は、本市の自治(自治基本条例第2条第3号に規定する自治をいう。)の実現に重大な影響を与える事項であって、市民に直接その賛成又は反対を問う必要があるものとする。ただし、次の各号に掲げる事項を除く。

- (1)市の権限に属さない事項
- (2)法令の規定に基づいて投票を行うことができる事項
- (3)専ら特定の市民又は地域に関する事項
- (4)市の組織、人事又は財務に関する事項
- (5)地方税及び保険料の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項
- (6)前各号に掲げるもののほか、市民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項

(概要)

自治基本条例は「本市における自治の実現」を目的としており、その「自治」については「市民が、市民として幸せに暮らせる地域社会を築くこと」と定義しています。

このことから、市民投票に付することができる事項は、次の要件を満たすものとしています。

- ・市民が、市民として幸せに暮らせる地域社会を築くことに、重大な影響を与える事項
- ・住民に賛成又は反対を直接問う必要がある事項

また、次の事項は、市民投票に付することが適当ではないとして、投票の対象から除外します。

- ・市の権限に属さない事項
- ・法令の規定に基づいて投票を行うことができる事項
- ・専ら特定の市民又は地域に関する事項
- ・市の組織、人事又は財務に関する事項
- ・地方税及び保険料の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項
- ・前各号に掲げるもののほか、市民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項

【検討事項 1 投票の対象となる事項】

常設型の市民投票条例は、市民の意思を確認する機会を確保する手段として設けられるものです。市政運営における市民の意思の確認は、首長及び市議会議員の選挙からパブリックコメント、市長への手紙などの簡易な方法まで、様々な機会が設けられています。

これらのことから、素案では、自治基本条例の目的が「本市における自治の実現」であること、また、市民投票は様々な議論を経た後の最終的な意思の確認として、賛否を問う形式で行われることを想定したうえで規定しています。

(素案(関連箇所抜粋))

(市民投票に付することができる事項)

第2条 市民投票に付することができる市政に関する特に重要な事項(以下「重要事項」という。)は、本市の自治(自治基本条例第2条第3号に規定する自治をいう。)の実現に重大な影響を与える事項であって、住民に直接その賛成又は反対を問う必要があるものとする。～(略)

～

(具体的検討事項)

市民投票に付することができる市政に関する特に重要な事項を検討する。

- ・市政に関する特に重要な事項の定義を、どのように規定するか

(参考：他市の例)

他市の例では、市民投票は最終的な住民の意思の確認として行われることが想定されており、また実施には相当の負担が生じることから、対象事項は、住民が利害関係を有し、住民に重大な影響を及ぼすものに限定されています。

また、市の運営は間接民主制が基本であることから、市民投票はその例外として、直接住民の意思を問う必要があるものに限定されています。

このことから、他市においては一般的には、下記 、 、 の何れかと、 の組み合わせにより規定されています。

(市民全体の)福祉に重大な影響を与える事項

「福祉」は、地方自治法第1条の2第1項に規定される「住民の福祉」と同義であり、住民が生活や活動において、あらゆる面(政治、経済、社会、家庭など)で物質的及び精神的利益を享受している状態を指します。

(市民全体に直接の)利害関係を有する事項

(市民全体に)重大な影響を及ぼす事項

市民に直接(その賛成又は反対を)問う必要があるもの

市名					その他
川口市素案					本市の自治の実現に重大な影響を与える事項
富士見市					
広島市					
坂戸市					
豊中市					
川崎市					重大な意見の相違が認められる事項
高浜市					
桐生市					
山陽小野田市					
大和市					
防府市					
北広島市					市民全体に関わる事項
宮古市					
小諸市					

【検討事項 2 投票の対象から除外される事項】

検討事項 1 により概括的に規定された市民投票に付することができることとされる事項であっても、法令との兼ね合いなどにより、市民投票になじまないと考えられる事項もあることから、一般的には市民投票に付することができない事項が規定されています。

素案では、市の権限に属さない事項を始めとして、法令との兼ね合い、適正に運用されることが難しい事項など5項目を制限限定列挙しています。さらに、現時点では想定することができない市民投票に付することが適当でない事項にあらかじめ対応するため、その他の市民投票に付することが適当でない認められる事項を加えています。

(素案(関連箇所抜粋))

(市民投票に付することができる事項)

第2条 ~ (略) ~

ただし、次の各号に掲げる事項を除く。

- (1)市の権限に属さない事項
- (2)法令の規定に基づいて投票を行うことができる事項
- (3)専ら特定の市民又は地域に関する事項
- (4)市の組織、人事又は財務に関する事項
- (5)地方税及び保険料の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項
- (6)前各号に掲げるもののほか、市民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項

(具体的検討事項)

市民投票の対象から除外する事項を検討する。

- ・ 条例に市民投票の対象から除外する事項を規定するか、規定しないか
- ・ 条例に除外する事項を規定とした場合、どのような事項を規定(除外)するのか

(参考：他市の例)

市の権限に属さない事項

市の権限に属さない事項については、市民投票の結果を行政運営に反映することができないことから除外しています。ただし、市の意思表示として投票を認めている例もあります。

法令の規定に基づいて投票を行うことができる事項

既に法令により市民投票が行うことができる場合、署名者数などの基準が法令と異なることは、法律上の疑義が生じることから除外しています。

専ら特定の市民又は地域に関する事項

専ら特定の市民又は地域に関する事項については、少数の者の権利を侵害する恐れがあることから除外しています。

市の組織、人事又は財務に関する事項

内部管理に属する事項は、全ての住民から賛否を問うような形式にはなじまないと考えられ、また、投票結果によっては行政事務の健全な執行に支障をきたす恐れがあることから除外しています。

地方税及び保険料の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項

地方自治法第74条第1項の規定による条例の直接請求から除外されていることから、同様に除外しています。

市民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項

現時点では想定することができない市民投票に付することが適当ではない事項にも対応することを考慮し、規定しています。

市 名							そ の 他
川口市素案							
富士見市							
広島市							
坂戸市							
豊中市							市の意思表示としてはできる。
川崎市							
高浜市							
桐生市							
山陽小野田市							
大和市							
防府市							市の意思表示としてはできる。
北広島市							
宮古市							
小諸市							

川口市市民投票条例策定委員会 重要項目③ 「投票権を有する者の資格」

1 投票資格各市分布

年齢 \ 国籍	日本国籍	永住外国人	定住外国人	外国人登録
20歳以上	公職選挙法 本市素案 富士見市 坂戸市 桐生市 防府市	山陽小野田市 宮古市		
18歳以上		広島市 高浜市	川崎市 北広島市	豊中市
16歳以上			大和市(一部) 小諸市(一部)	

2 欠格事項

- ・ 公職選挙法第11条第1項（成年被後見人、禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者など）
- ・ 公職選挙法第252条（買収及び利害誘導罪、選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪など）
- ・ 政治資金規正法第28条（寄附の制限の違反、会計帳簿の備付け及び記載の違反など）
- ・ 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第17条第1項から第3項（電磁的記録式投票機による代理投票等の違反）

川口市市民投票条例策定委員会 重要項目③ 「投票権を有する者の資格」

【趣旨】

投票権を有する者を「投票資格者」として規定し、その範囲を定めるものです。他市の住民投票条例では、18歳以上の永住外国人の投票を認めるなど、国籍、年齢について、公職選挙法の選挙権を有する者よりも広い範囲で規定される例が見られます。

また、投票資格者の国籍、年齢要件等を満たしている者であっても、成年被後見人のように公職選挙法などの関連法令の規定において欠格事項が列記され、選挙権を有しない者とされている者については、市民投票においても投票資格を有しない者として、ただし書きにより除外されているのが、一般的な規定となっています。

(素案)

(投票資格者)

第3条 市民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第9条第2項に規定する川口市の議会の議員及び長の選挙権を有する者とする。ただし、公職選挙法第11条第1項若しくは第252条、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第28条又は地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成13年法律第147号)第17条第1項から第3項までの規定により選挙権を有しない者については、投票の資格を有しないものとする。

(概要)

市民投票の投票権を有する者は、「公職選挙法第9条第2項」の規定を準用し定めます。

公職選挙法第9条第2項は、「日本国民たる年齢満二十年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。」と規定されています。

具体的には、次の3つの要件を満たした者が投票資格者となります。

- ・日本国民
- ・年齢満20年以上
- ・引き続き三箇月以上川口市に住所を有する

また、次の法令の規定により選挙権及び被選挙権を有しない者は、選挙と同様に投票資格を有しない者として、ただし書きの規定により除外します。

- ・公職選挙法の規定により選挙権及び被選挙権を有しない者
- ・政治資金規正法
- ・地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律

【検討事項 1 投票資格者の範囲・国籍要件】

住民投票条例の選挙権については、公職選挙法の基準と整合を図る必要はなく、他市における国籍要件の例では、「日本国籍を有する者」のみとするほか、これに加え「永住外国人」さらには、よりその範囲を広げ「定住外国人」と定義した者にも投票権を付与している市も見られます。

これは、各市において、住民投票条例策定の根拠となっている自治基本条例の住民の定義が、外国人も含む住民となっていることによることが一因と考えられます。

本市では、住民の定義を川口市自治基本条例第2条において「市内に在住、在勤若しくは在学する者又は公益を目的として市内で活動する者（法人を除く。）」と規定していますが、同条例第30条第3項の規定では、「投票権を有する者の資格」については別に条例で定めることとなっていることから、投票権を持つものの範囲を同条例と異なる規定とすることも可能であります。

住民投票条例の投票権を有する者を同条例第2条に定義する住民と整合させることは、「市内に在勤若しくは在学する者、公益を目的として市内で活動する者」を投票資格者として認めることとなりますが、これらの者を特定することは実質的に困難でありますことから、同条例の規定をそのまま適用することは現実的ではないと考えられます。

また、一部の世論としては、住民投票条例において外国人の投票権を認めることは、その地域における外国人参政権を認める実質的な事例となることが懸念されています。

これらのことから、日本国籍を有しない市内在住者の取扱いが、投票資格者における検討事項の一つとして取り上げられるものであります。

素案では、国籍要件については国政において判断されるべき項目と考え、現状の選挙に合わせ日本国籍を有する者のみが投票権を有するとしたものであります。自治基本条例における住民の定義等を考慮し、検討を要するものです。

（素案（関連箇所抜粋））

（投票資格者）

第3条 市民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第9条第2項に規定する川口市の議会の議員及び長の選挙権を有する者とする。～（略）～

（具体的検討事項）

市内在住者のほか市民投票の投票権を有する者を下記の点から検討する。

- ・自治基本条例の市民の定義に含まれる者のうち、市内在住者以外の者を含めるか
（自治基本条例の定義：市内に在住、在勤、在学、公益を目的として市内で活動する者）
- ・外国人を含めるか
- ・在住の期間を何ヶ月とするか

(参考：他市の例)

公職選挙法第9条第2項に規定する川口市の議会の議員及び長の選挙権を有する者

- ・ 国籍法による日本国民のうち川口市民

外国人登録法に基づく外国人登録原票に登録されている者

永住外国人

- ・ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上覧の永住者
- ・ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者

定住外国人

- ・ 出入国管理及び難民認定法別表第1に規定する在留資格（登録原票3年超）
- ・ 出入国管理及び難民認定法別表第2に規定する在留資格（登録原票3年超）

市名					その他
川口市素案					
富士見市					永住外国人の意思把握の努力規定あり
広島市					
坂戸市					
豊中市					
川崎市					
高浜市					
桐生市					
山陽小野田市					
大和市					定住外国人は上記の別表2のみ
防府市					
北広島市					定住外国人は上記の別表2のみ
宮古市					
小諸市					

その他、下記の者を投票資格者に含めた他市の例は、調査した範囲ではありません。

- ・ 市内に在勤する者
- ・ 市内に在学する者
- ・ 公益を目的として市内で活動する者

(参考：永住外国人と定住外国人に関する法令)

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法

(法定特別永住者)

第3条 平和条約国籍離脱者又は平和条約国籍離脱者の子孫でこの法律の施行の際次の各号の一に該当しているものは、この法律に定める特別永住者として、本邦で永住することができる。

一 次のいずれかに該当する者

イ 附則第十条の規定による改正前のポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律(昭和二十七年法律第二百二十六号)(以下「旧昭和二十七年法律第二百二十六号」という。)第二条第六項の規定により在留する者

ロ 附則第六条の規定による廃止前の日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法(昭和四十年法律第四百四十六号)(以下「旧日韓特別法」という。)に基づく永住の許可を受けている者

ハ 附則第七条の規定による改正前の入管法(以下「旧入管法」という。)別表第二の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者

二 旧入管法 別表第二の上欄の平和条約関連国籍離脱者の子の在留資格をもって在留する者

出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)

別表第一

在留資格	本邦において行うことができる活動
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動(この表の外交の項の下欄に掲げる活動を除く。)
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動(この表の興行の項の下欄に掲げる活動を除く。)
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動

別表第二

在留資格	本邦において有する身分又は地位
永住者	法務大臣が永住を認める者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七条の二の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者
永住者の配偶者等	永住者の在留資格をもって在留する者若しくは特別永住者(以下「永住者等」と総称する。)の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者

【検討事項 2 投票資格者の範囲・年齢要件】

国籍要件と同様に、他市における年齢要件の例では、公職選挙法において選挙権が付与される年齢である「20歳以上」とする例のほか、これに加え「18歳以上」又は「16歳以上」にも投票権を付与している自治体が少なからずあります。

これは、各自治体において、住民投票条例に付することができる重要事項が、少なからず将来に影響がある事項であることから、将来の公共福祉の受益者にも意見を表明する機会を確保することを目的としたものと考えられます。

一方、16歳未満に選挙権を付与している例がないのは、住民投票が社会に及ぼす影響の大きさに対する児童、生徒の判断の未熟さや、児童、生徒が投票運動などの対象として扱われることによる影響などを考慮してのものと考えられます。

これらのことから、投票資格者の年齢要件の取扱いが、投票資格者における検討事項の一つとして取り上げられるものです。

素案では、18歳以上、16歳以上とする法令上、社会通念上の明確な根拠がないことから、公職選挙法による選挙権の付与と同様に20歳以上とするものですが、20歳未満についても住民投票の事項によっては、現在でも影響を受ける可能性があることや、将来の公共福祉の受益者の意見表明の機会確保の点などを考慮した検討を要するものです。

(素案(関連箇所抜粋))

(投票資格者)

第3条 市民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第9条第2項に規定する川口市の議会の議員及び長の選挙権を有する者とする。～(略)～

(具体的検討事項)

市民投票の投票権を有する者の年齢の下限を検討する。

- ・年齢の下限を満何年以上の者とするか

(参考：他市の例)

公職選挙法第9条第2項に規定する川口市の議会の議員及び長の選挙権を有する者

・年齢満20年以上の者

年齢満18年以上の者

年齢満16年以上の者

市名				その他
川口市素案				
富士見市				満18年以上の者の意思把握の努力規定あり
広島市				
坂戸市				
豊中市				
川崎市				
高浜市				
桐生市				
山陽小野田市				
大和市				
防府市				
北広島市				
宮古市				
小諸市				

その他の年齢とする他市の例は、調査した範囲ではありません。

【検討事項3 投票資格者の範囲・欠格事項】

公職選挙法による選挙においては、国籍要件、年齢要件などにより選挙権を有する者の範囲が定められていますが、これらの要件に適合している場合においても、選挙に有する能力を欠くなど、選挙権を有しないとする欠格事項が関係法令により定められています。

素案では、選挙における関係法令により、投票権を有しない者については、市民投票の投票資格者の資格も有しないものとしているものですが、選挙と市民投票の相違点などを考慮し、検討を要するものです。

(素案)

(投票資格者)

第3条 市民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第9条第2項に規定する川口市の議会の議員及び長の選挙権を有する者とする。ただし、公職選挙法第11条第1項若しくは第252条、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第28条又は地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成13年法律第147号)第17条第1項から第3項までの規定により選挙権を有しない者については、投票の資格を有しないものとする。

(具体的検討事項)

市民投票の投票権を有する者の範囲のうち、投票の資格の欠格事項を検討する。

- ・選挙の一般的な欠格事項を適用するか、独自の基準とするか
- ・独自の基準とした場合、どのような基準とするか

(参考：他市の例)

公職選挙法第11条第1項

公職選挙法第252条

政治資金規正法第28条

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第17条第1項から第3項まで

市名					その他
川口市素案					
富士見市					法第19条から第30条による名簿の調製
広島市					
坂戸市					
豊中市					成年被後見人のみ欠格(注1)
川崎市					
高浜市					
桐生市					(注2)
山陽小野田市					公職選挙法第21条を準用
大和市					
防府市					公職選挙法第21条第1項を準用
北広島市					成年被後見人のみ欠格
宮古市					
小諸市					

(注1) 豊中市では、成年被後見人を除外する規定のほか、豊中市市民投票条例第24条に、市民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、条例及び規則に定めるもののほか、公職選挙法に従う旨を定めていることから、選挙の欠格事項が適用されるとのことであった。

(注2) 桐生市では、投票資格者を公職選挙法第9条第2項に規定する市の議会の議員及び長の選挙権を有するものとしていることから、選挙の欠格事項が適用されるとのことであった。

川口市における外国人登録者について

1 市で居住を把握しているケースについて

市では外国人登録原票に登録をすることにより、市内に居住している外国人を把握しております。

下記の表は住民基本台帳と外国人登録原票に登録されている人数を年代別に一覧にしたものです。

平成24年4月1日

	全体人数	全体割合	20歳以上		18歳～19歳		16歳～17歳		15歳以下	
			人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
住民基本台帳総数	557,710	96.27%	456,424	78.79%	10,113	1.75%	10,248	1.77%	80,925	13.97%
外国人登録者数	21,598	3.73%	18,643	3.22%	344	0.06%	237	0.04%	2,374	0.41%
(内訳)	永住者・特別永住者	(8,124)	外国人登録者の区分別の年代集計はしていません。							
	定住外国人 1	(13,101)								
	上記以外の方 2	(373)								
全市総数	579,308	100.00%	475,067	82.01%	10,457	1.81%	10,485	1.81%	83,299	14.38%

1 定住外国人とは、出入国管理及び難民認定法に規定されている在留資格を持つ登録者数です。（「永住者」は上段に含めているため除いています。）

滞在期間に関わらず全ての登録者数となっております。なお、90日以内の在留期間である「短期滞在」の在留資格者は182人となります。

2 「上記以外の方」には、「在留の資格なし」、「未取得」等が含まれています。

難民認定したが認定されていない方や、オーバーステイの方及び出生したが在留資格の取得が済んでいない方等が含まれています。

2 市で居住を把握できないケースについて

在住している外国人が外国人登録の対象外である場合。

大使館職員や国際機関の公務に従事する者とその家族、在日米軍関係者が該当します。

90日以内に出国し、外国人登録を行う義務が生じない場合。

外国人登録は入国後90日以内に行うこととされているため、90日を超えて在留しない場合は外国人登録をしてもしなくてもよいこととなります。

登録義務があるにもかかわらず、登録申請を行っていない場合。